

規制改革推進会議（第18回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年5月23日（火）12:07～12:55

2．場所：合同庁舎8号館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、高橋滋部会長、安念潤司座長、
林いづみ座長、原英史座長

4．議事概要：

司会 それでは、第18回の規制改革推進会議の記者会見を始めたいと思います。

議長、よろしくお願いいたします。

大田議長 お待たせいたしました。

先ほど総理に、規制改革推進会議の第1次答申をお渡しいたしました。

まず、総理の御発言を御紹介いたします。

「本日は、昨年9月に発足した規制改革推進会議としての最初の答申を取りまとめたいただきました。大田議長、金丸議長代理を始め、委員の皆様におかれましては、精力的に御審議いただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

アベノミクスがスタートして4年半になりますが、規制改革が一丁目一番地であることに変わりはありません。AIが社会を変え、高齢化が猛スピードで進む中であっては、旧来の仕組みにとらわれず、柔軟に規制や制度を見直すことこそが強い経済をつくれます。

今期は、牛乳・乳製品の流通改革、介護保険の内外サービスの柔軟な組合せを促すルールづくり、多様な働き方を支える雇用ルールの見直し、行政手続コストを2020年までに20%以上削減するという新たな柱を立てていただきました。

本日頂いた答申を受け、直ちに規制改革実施計画を策定し、取りまとめていただいた改革事項を一刻も早く実施に移していく決意であります。

日本経済が明日への扉を確実に開くためには、まだまだ多くの規制改革に取り組みねばなりません。委員の皆様には、引き続き大胆な規制改革に精力的に取り組んでいただきませうようによろしくお願いいたします。私も全力でサポートしてまいります。」

以上のような御発言をいただきました。

答申の内容につきましては、各部会長、座長から御説明いたしますが、私から全体を通しての総括を最初に申し上げます。

まず、規制改革の重要な目的の一つは、制度を利用する側の選択肢を広げるということです。今回も幾つかの重要な成果がありました。主なものを4つ挙げますと、第1に農業分野では加工・原料乳の生産者が出荷先を自由に選べるようにする。どこを選んでも補給金を得られるようにするというのをいたしました。これが消費者の選択肢を広げること

にもつながります。

第2に、介護分野では、保険内給付と保険外のサービスを組み合わせるときのルールを明確化いたします。あわせて介護事業者を選べるように情報を整備いたします。

第3に、雇用分野では、ジョブ型正社員という選択肢を安心して選べるように、法令の整備を含めて方策を検討いたします。

第4に、ICTを使って遠隔診療や遠隔教育を選びやすくすることを要請しております。

次に、もう一つの規制改革の目的は、生産性を上げることですが、今回は事業者の行政手続負担を20%削減することで生産性上昇につなげていくという取り組みをいたしました。税の年末調整や社会保険事務も同様に負担軽減していきます。

最後に、全体を通して1つつけ加えておきますと、今残っている規制はいずれも構造的に難しいものばかりですので、すぐに撤廃するとか、すぐに解禁するというわけにはまいりません。まず、省庁を改革の土俵にのせ、私どもが改革の方向を示す。これが第1ラウンドです。今後、これに沿って具体的な中身を詰めていくというものがほとんどです。その意味では、今回の答申は、これからの詰めこそが重要です。これからもしつこく、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

それでは、答申内容について、部会長、ワーキングの座長から御説明いたします。

最初に行政手続部会の高橋部会長、よろしく申し上げます。

高橋部会長 御報告申し上げます。お手元に配られました概要版の一番後ろのページをごらんください。「行政手続コストの削減に向けて」という表題になっています。

そこに概要を書いておりますが、我が国では事業者が行政手続を行う際の時間や手間の負担感が非常に大きいことが過去から指摘されておりました。特に負担感が大きいものとしては申請書の作成の負担であるとか、オンラインの申請について非常に使い勝手が悪いであるとか、窓口ごとに異なる申請様式で一々同じことを違う形で書かなければいけないとか、さらには、同じ情報でも複数の窓口に提出しなければいけない。そういう点で事業者には負担感が大きかったということでございます。

これに対して、欧米では、事業者が負担する行政手続コストにつきまして、既に政府が数値目標を掲げて削減に取り組んできた経緯がございます。しかしながら、我が国ではそのような取り組みが行われてきませんでした。そこで、今回、事業者の目線で規制改革をし、行政手続を簡素化し、IT化を進める。これを一体的に進めることを方針として掲げました。

具体的には、重点分野を定め、事業者の負担する行政手続コスト、これは申請書作成等の作業時間でございますが、これを2020年までに20%削減することを目標として掲げております。その方策としては、政府全体で行政手続簡素化への3原則を定め、具体的には手続の電子化、同じ情報は一度だけ、書式統一・様式の統一を徹底することを、各省にお願いすることにいたしました。

したがって、政府の各府省は平成29年、ことしの6月末までに重点分野に関する削

減計画を策定していただきます。これを行政手続部会が点検し、改善を促すこととしております。それに基づいて各府省は今年度末、平成30年3月までに計画を改定することにしたしております。さらに地方自治体の行政手続も極めて負担感が多いと言われておりますので、自治体の理解と協力を得ながらコスト削減に取り組むというようにさせていただきたいと思っております。

そして、規制改革によって、事業者の目線で行政手続を見直し、世界で一番企業が活動しやすい国にすることを目指すことといたしました。それから、政府全体で事業者コストを削減し、先ほど大田議長が強調されていましたが、事業者の生産性を向上させる取り組みを進めてまいりたい、と思っております。

以上でございます。

金丸議長代理 農業ワーキングの答申について御説明させていただきます。

同様の資料の1ページをごらんください。最初に、生産資材価格の引き下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立という分野でございます。主な規制改革の内容は下に挙げてある3つでございます。詳しくは答申そのものを見ていただければと思います。良質で低価格の農業資材を供給し、農産物の流通等の合理化を実現するために施策の全般を見直す。そのために国内・国外の農業資材供給、農産物流通などの状況調査を着実に実施する。そして、その次ですが、卸売市場につきましては抜本的に見直す。合理的理由のなくなっている規制を廃するために、平成29年末までに具体的結論を出し、必要な法改正を行う。そして、全農の自己改革を求めるということでございます。

2ページ目は先ほど議長からも御案内のあった牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革です。法律を改正し、乳製品加工用の牛乳を出荷する全ての生産者に対し、出荷先を問わず、出荷量に見合った補給金が国から交付される仕組みに改めるということでございます。共同販売、乳業メーカーへの直接販売、生産者自身による処理・加工など、どのような方法で出荷する生産者であっても、国が定める計画提出等の公平なルールに従えば、ハンディキャップなく補給金が得られるようにする。

3ページでございます。農協改革の着実な推進。全農が策定した新たな年次計画の実施状況を含め、JAグループの自己改革の進捗状況を規制改革推進会議でフォローアップするということでございます。そして、平成26年・平成27年の規制改革実施計画に記載された農協改革に関する事項を踏まえまして、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を初め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促すということでございます。

右側は農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業のさらなる推進に向けた改善策を検討する。農地については従来どおりの利用形態に戻ることができる場合などは、コンクリート敷の農業用ハウスや植物工場など、新たな技術革新を生かした多様な施設・設備を設置しても引き続き農地として認められるように検討するというところでございます。

最後になりますが、これは来期以降、取り組もうと思っているテーマです。森林・林業

及び水産業に関する規制改革への取り組みでございます。

森林の管理経営を意欲のある林業経営者へ集積・集約化するということであり、これらを支えるために市町村等が担う仕組みや、必要な規制・制度改革を実施するということでございます。それから、漁業も成長産業化すること、また数量管理等によって水産資源管理を充実させることなどを強力に進めたいと思っております。そのために必要な施策について関係法律の見直しを含めて検討を始め、早急に結論を出したいと思っております。以上でございます。

安念座長 それでは、続いて人材ワーキング・グループの座長を仰せつかりました安念から御報告をいたします。

資料の6ページと7ページをごらんください。私どもが取り組みましたテーマは、失業なき円滑な労働移動というものでございます。転職をしなければならないわけではありませんが、転職したいと思えばそれが可能であるという環境を整えることは大変重要だと思っております。それは働き手にとってよいというのはもちろんでございますが、人材という貴重な資源を最適に配分する、そのことによって経済成長を促すという意味があると思っております。

その中で具体的に取り組みましたのは、お手元の資料にありますところのジョブ型正社員の雇用ルールの確立というものと、法定休暇付与の早期化というものでございます。正社員というのは言わずもがなでございますけれども、別に法律に定義があるわけではありません。要するに、働いているところから直接雇用されているということと、もう一つ、決定的に重要な要素は、雇用の期間の制限がないということでございます。特にこの、期間の制限がないということは、働き手の安心という点からは非常に重要でございますが、これまで日本では正社員と申しますと、職務の内容も勤務地も、それから労働時間も特に制限がないという、いわゆる、学者が言っております「無限定正社員」という形態しかない、ほばないという状態でございましたが、これを、職務の内容や勤務地あるいは労働時間に限定のある、そういう正社員というものがあってよいだろうと考えたものでございます。このような限定されている正社員、すなわちジョブ型正社員ですが、このような働き方が確立されますと、転職にとっても非常によいと考えた次第でございます。実際には厚生労働省のガイドラインや各企業の取り組みなど、個別にはいろいろな取り組みが既になされておりますが、法的なルールの整備はまだ十分ではございませんで、例えばジョブ型正社員を選択したのだが、後に再び無限定の正社員に戻りたいといったような場合のルールをどうするかという問題はまだ残されておまして、その種のルールを明確にするというのが私どもの目標でございます。これがジョブ型正社員の話。

それから、7ページは、いわゆる有休あるいは年休と呼ばれているものでございますが、これは現在、入社後半年たちませんと権利が発生いたしません。新卒一斉採用のときにはそれで十分説得力があったのですが、あらゆる年齢層で転職が盛んになりますと、転職をしたのだが半年間は有休がとれない、そこで家族の世話その他で有休がとりたいたのだがと

れないということが生じ得ます。こうなりますと、非常に不便でございますので、有休の付与を前倒しするということを提案し、答申の中に盛り込んだ次第でございます。

以上でございます。

林座長 医療・介護・保育分野のワーキングの座長をしております、弁護士の林いづみと申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料では、8、9、10、11ページのこの4項目になります。具体的な答申項目は40項目弱ぐらいに及びますが、ポイントを御説明させていただきます。

今期の当ワーキングの重点は、介護サービスと提供の利用のあり方に関する改革でございました。パッケージとして、さまざまな項目を検討してまいりましたが、お手元の資料の8ページに書きましたように、ここでは3点、まとめて御紹介しています。それぞれの改革前状況の3つの丸と、次の改革内容の3つの丸、その下の、実現することの3つの丸は、それぞれ対応しております。

まず、最初にそれをつなげて御紹介しますが、改革前です。現状、介護に直面したときに、介護事業者を選んだり、得られるサービスを調べるための情報が現在ありません。例えば病院から退院したときに、自宅に戻るに当たって、どうやってお世話をしているか、そこで立ち尽くすという状況があります。介護サービス情報公表サービスというものはございますが、情報が膨大で専門的なために、必要な情報がどこにあるかわからないというのが現状です。

そこで、改革の主な内容ですが、こういった介護サービスの情報の公表の仕方を、利用者がわかりやすいように見直すことを項目としてまとめました。また、第三者評価のあり方の見直しもまとめております。これによりまして、介護事業者や得られるサービスの内容について、国民、利用者が情報を得やすくなることを実現することを目途としております。

2点目でございます。やはり改革前の状況の2点目ですが、これは保険内外サービスの柔軟な組み合わせと呼んでいるものでございます。現状ですが、平成12年に旧厚生省の課長通知で保険内外のサービスを組み合わせるときには、その内外の区分を明確にしていれば組み合わせられるという通知が出されております。正確には区分すれば組み合わせられるのは当然であるといった書き方なのですが、ここには何の区分基準も示されていません。そのために、保険を実際に実施する保険者である市町村における、このルールの解釈がまちまちです。ローカルルールがまちまちであるために、事業者が多様な組み合わせたサービスを提供できないといった状況があり、したがって、利用者、国民も柔軟なサービスメニューを受けることができないという現状があります。

そこで、改革の主な内容ですが、保険内サービスと保険外サービスを組み合わせるに当たっての、全国的なルールを明確にする、新たなガイドラインに当たる通知を速やかに発出し、そしてローカルルールのばらばら問題を解決するべく市町村などの地方自治体に通知し、そして周知するということを答申としてまとめました。これによりまして、

最後の実現のところですが、要介護者の状況や必要性に応じて保険内サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせやすくすることを願っております。介護離職や老老介護による事件など、さまざまな事件が起こり、そのたびに私たちは人ごとではないと思っておりますが、そうした介護する人、要介護者を介護している家族や現場で介護している介護従事者、そういった人を支える制度がなければ、人間ですから限界になってしまいます。そういった介護の限界状態を少しでも引き上げるような、こういう改革が必要であると思えます。

3点目ですが、改革前の状況です。これはこのサービス供給のあり方の側面ですが、地方自治体が介護施設などの担い手を公募する際に、公平性・透明性が十分に確保されておらず、利用者にとって最もよいサービスを提供する事業者が、競争条件がないために、よりよいサービスを提供する事業者が選定される公募になっていないという指摘がございます。そこで、改革の主な内容の最後の丸ですが、自治体が介護施設などの担い手を公募する際には、選考基準などを策定し公表する。そして公募時期は事前に周知して選考過程と結果を公表するということが答申としてまとめました。これによりまして、地方自治体が独自に実施する公募の公平性や透明性が確保されて、利用者にとって最もよいサービスを提供する事業者が選定されることを目途としております。

9ページに参ります。昨年の答申でも、社会保険診療報酬支払基金に関する見直しを答申としてまとめました。それはこの規制改革前の現状に書きましたように、国民皆保険制度を支えるこの診療報酬の審査・支払いを、今、受託している社会保険診療報酬支払基金の実務のあり方を見直す必要性を答申したものでありました。すなわち、レセプトの電子化がほぼ100%に近く進んだにもかかわらず、相変わらず昭和23年につくられた当時の制度のまま47都道府県全てに支部を置き、数千人の人手で非効率な業務運営を行っています。画面で、人手で見て、一つ一つコンピューターのチェック項目がついたものを外していく、その外す割合は何とチェック項目がついたものの97%に及ぶということです。そのために、各都道府県の箱物、人、そういった維持を含めて国民の保険料が毎年800億円以上、3年前は830億円でしたが、使われています。こうしたことを踏まえて昨年の規制改革実施計画では、ゼロベースの改革を求めまして、それに基づく有識者検討会が厚労省で行われましたが、しかし、支部の集約化や審査の一元化については結論が出されませんでした。そこで、ことしも重点フォローアップ項目として、しつこく追求し、さらに答申としてまとめました。

規制改革の主な内容ですが、やはりこの業務改革の要はコンピューターシステムにありますので、この改革をすること。それから、レセプト形式の見直し。一元化に向けた組織改革。こういったことを取りまとめて、審査の地域差の解消が期待されるということを考えております。

私からは以上です。

司会 ちょっと司会の不手際で、高橋部会長がもうそろそろ時間になるものですから、

まず、ここで、部会長に対する御質疑がございましたら先に数点とろうと思いますが、いかがでしょうか。

大田議長 行政手続部会に関して、御質問はありませんか。

よろしいですか。それでは投資ワーキング、お願いします。

原座長 投資等ワーキングの座長をやっております、原でございます。

先ほどの規制改革推進会議では、項目がたくさんあるのですが、項目を2つ御紹介いたしました。資料の15ページの遠隔教育、16ページの電波周波数、この2つを御紹介いたしましたので、先にこの2つをお話しいたします。

1つ目が遠隔教育です。これは4月に一度、意見書も出したところですが、改めて趣旨も含めて簡単に御紹介いたします。プログラミングや英会話などの未来の子供たちにとって重要な新しい分野で、質の高い授業を提供するために遠隔教育は有効な手法です。また、地域を超えて均等な機会提供、教員の負担軽減にも役立ちます。平成27年に高校での遠隔教育が解禁されましたが、実績はまだ全国で24校にすぎません。障壁になっているのは解禁したとは言いながら、対面を原則とする規制や運用がいろいろなところで残っている。例えば著作権の扱いについての課題があります。これは遠隔授業で例えば音楽を送信しようとする、個々に許諾が必要になっている。こういった規制の見直しを行います。そして、本格的な普及のための施策の取りまとめを行う。また、現在、過疎地などを初め専門外の教員、学校の先生が授業を行っている実態がございます。これについて遠隔授業の推進によって問題の解消を図るとともに、免許外教科担任というのですが、この制度のあり方の見直しについて検討するという項目を挙げています。

以上が遠隔教育です。

2つ目に、次の16ページ、電波周波数の問題ですが、この趣旨はSociety5.0を今後進めていく上でIoT、自動走行、自動飛行、その他あらゆるものがネットにつながります。短期的には2020年のオリ・パラを見据えても新しい電波利用のニーズはこれから急増していきます。こんな中でイギリスやアメリカでは公共部門に割り当てられた周波数を効率化し、民間開放する動き、取り組みが進んでいます。一方、我が国ではこれまで公共部門については、情報の開示あるいは利用状況の調査も不十分でした。これらを改善して目標を設定しての民間開放などを行っていきます。

以上が16ページです。

もとに戻っていただきまして、12ページでほかの3項目をお話したいと思います。まず12ページで税・社会保険の関係事務のIT化・ワンストップ化です。税や社会保険の手続については、例えば源泉徴収ですとか従業員の手続を企業が担う。これによって大きな事務負担になっているわけでありまして。これは行政手続部会の課題とも重なりますが、このワーキング・グループで特に取り上げて議論をいたしました。

規制改革の主な内容で3つ項目を挙げていますが、1つ目に国税の年末調整のプロセスの合理化が1点目です。

2点目に地方税。従業員の特別徴収税額の通知、これは現状では紙で送られてきています。ちょうど今この時期に多くの企業に大量に紙の通知がどっさり送られて、企業で大変なことになっているのですが、この手続の電子化、合理化を進めるとというのが2点目です。

3点目に社会保険手続。現状では厚生年金、健康保険、労働保険について3カ所の窓口で3つの届け出を出すということになっています。この電子化を進めて、同じ情報は一度出せば済むようにするという方策の検討を進めることとしています。

次の項目で13ページに行きまして、地方自治体の保有する個人データ、これも4月に一度意見書を出しましたので、その内容におおむね沿っていますが、ビッグデータの活用について個人情報保護法の改正などにより、ルール整備がなされています。残っている分野が地方自治体の保有している個人データについて、まだ課題が残っているわけです。

この規制改革の内容ですが、地方自治体との意見交換の場を設け、立法措置による解決という可能性についても検討するといった項目を挙げています。

次に14ページ、不動産登記のデータについてであります。この不動産登記については、オープンデータの観点でデータの公開がおくれているといった課題があります。また、オープンデータという以前に相続登記のおくれ、出されていないことなどにより実態とデータが乖離をしまっているという課題があります。こういった問題を解決するために今回、主に3つの項目を挙げていますが、まず1点目にマイナンバー制度の導入が検討されている戸籍との連動ということが1点目。2点目に、一定の範囲で不動産登記のデータについて無償で公開する可能性も含めて検討するということになっています。3点目、登記や固定資産税などさまざまな台帳にある土地所有者情報について共有をして、一定の範囲でオープンに利用できる仕組みの構築について、推進体制の決定も含めて検討するということが3点目であります。

以上です。

大田議長 最後に、本会議で議論しましたのは資料の17ページからです。旅客運送事業等の規制改革、貨物運送事業の規制改革、第二種運転免許受験資格、旅館業見直し、地方の書式・様式の統一、労働基準監督業務の民間活用、いずれもこれまで記者会見の場で御説明しておりますので、御説明は省きます。

私どもからは以上です。

司会 それでは、御質問がある方は挙手の上、お名前、御所属をいただきまして、きょうは多数お集まりでございますので、簡潔に原則1問でお願いできればと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

記者 1問ということなので1問ですが、農協改革について進捗状況をフォローアップするとありまして、その具体的事項に中央会制度から新たな制度への移行、これは法改正に伴うものだと思うのですが、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡について、そういう判断をする農協が仮に少なければ、何らか追加的な措置とか提言などをし

ていくお考えなのでしょうか。金丸議長代理をお願いします。

金丸議長代理 いつも温かい御支援ありがとうございます。

今の御質問に関してなのですが、特に地域農協の信用事業のところは気になられるところではないかと思っておりますが、これはあくまでも現在の法律にのっとった上で、地域農協が自主的な判断がされていくのだらうと思っております、その状況を農協の健全経営という観点からは、引き続き検討することにはなるのではないかと思っております。ただ、地域農協の方が自主的な判断ができるような材料を農林中金等がどれくらい質の高いファクトに基づいたデータを提供しているかというのは、関心を持っているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

記者 ということは、去年あったような例えば何年以内に幾つとか、そのような話はこれから議論されていくことは考えにくいということですか。

金丸議長代理 昨年は昨年の状況下において意見を出させていただいたのですが、その他、いろいろ党の中でも議論がなされ、全中初め地域農協の皆様で議論もなされたところだと思いますので、また進捗があいというか、時間経過とともに状況が変わっているかもしれないので、そのあたりはまたヒアリングをさせていただくことになるのではないかと。今の御質問に関しては、その状況に応じてまた対応をすれば今は考えておりません。

司会 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

記者 大田議長に伺います。先ほど冒頭の御挨拶で残っている規制はすぐに撤廃は難しい、これからの詰めこそが重要だというふうにおっしゃいました。特に今回この1年足らずの間で厳しい壁がかたいなというふうに感じられたのはどこなのか。そこへの官邸だとか担当大臣から具体的にどのようなサポートがあったのか、あわせて教えてください。

大田議長 まず農業は全部難しかったわけですが、要所要所で総理に御指示をいただきました。介護サービスについてもなかなか難しい議論でした。投資分野では遠隔教育が著作権の問題もあって難しいところがありました。人材では、ジョブ型正社員について公開討論会もやりましたが、経営側と労働側の意見が反対で一致するという状態で、なかなか難しかったですが、法令の整備も含めてこれからやっていくということで、しっかりフォローアップいたします。

行政手続コストは霞が関全体にかかわることで、これからの実行が難しいのですけれども、数値目標を立てるところでは総理に御指示をいただきました。よろしいですか。

記者 関連で、特に自民党の部会での混合介護についてのやりとりなんかは非常に印象的だったのですが、そういった分野に関しては官邸あるいは担当大臣からの具体的なバックアップとか支援といったものはおありだったのでしょうか。

大田議長 介護については特別ありませんでした。厚生労働省との交渉はハードなものでしたけれども、何とか私どもの要望を受けとめて、これからその詳細を詰めていく、明確にしていくということに行きましたので、官邸に御相談に行くまでには至りませんで

した。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 農業分野についてなのですけれども、森林、林業、水産業の規制改革で森林の管理経営をよくある林業経営者集積、集約化とあるのですが、これは農地バンクのようなことをイメージしているのかということが1点と、漁業のほうなのですけれども、関係法律の見直し含めて検討を始め、結論を出すとありますが、10年くらい前に規制改革で漁業権に関して検討がされていたかと思うのですけれども、今回もその関係法律の見直しの中には漁業権というものに関しては今後検討していくというイメージがあるのでしょうか。これは金丸さんでしょうか。お願いします。

金丸議長代理 私からお答えさせていただきます。

まず林業のところなのですが、これは農地バンクで既に制度が運営をなされておりまして、進捗も見ながら、こういう制度が森林分野においても適用すれば、意欲ある林業者の方々に集約できるであろうというイメージが湧けば、応用としては適用しやすいのかなと思っておりますが、まだ来期の新体制、新メンバーで議論することになると思いますので、今のところまだ白紙でございます。

漁業に関しましては、まだこれをどういう成長産業化をしていくかという将来像について、まず全体的な議論をしたいと思っております。それを優先順位を高く考えております。その後今の御質問に関しましては、私のアプローチはゼロベースで、ファクトベースでまずはインプットの質を高めて、じっくり考えて議論をして、アウトプットを出すということなので、その対象の法律を何にするかというのは、特定の法律とか制度について何かターゲットを決めているわけでは今のところ全くありません。これから研究、議論をしてみたいと思っております。

以上です。

司会 ほかございますでしょうか。

記者 同じ農業関連の分野ですけれども、きょう地域活力創造本部のほうでも新しい方針が出されて、その中で林業と漁業については、政府としても成長産業化を進めていくという方向性が出て、林業については29年度、漁業については30年中と年限も区切って出ています。この中で役割分担というか連携する部分もあるのかもしれませんが、それぞれ規制改革推進会議側の創造本部もある中での役割というか、その辺を改めてお聞かせいただけますでしょうか。

それともう一点、今、農業ワーキング・グループということですが、水産と林業は一次産業とはいえ分野が違いますが、体制のほうは今の時点で何かお考えのことがあれば教えてください。

金丸議長代理 政府内のいろいろな組織体とは全てうまく連携をして進めたいと思っております。それから、農業ワーキングというのは今、冠が農業専門のワーキングという看板になっていきますので、農林水産ワーキングにするのか、はたまた複数にするのかはまだ規

制改革推進会議内でも議論しておりませんので、議長ともよく相談し、大臣とも御相談をして、新体制をどのような形とするかは来期のテーマとしてまず最初に決めたいと思います。今のところまだ決めていません。

記者 いつごろまでにといい見通しはありますか。

金丸議長代理 どうですかね。本格的に開始するとなると秋からとなるかもしれませんが、できる限り早い段階で決めたいと思っております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。どうぞ。

記者 林座長に伺います。今回、項目を見ていますと支払基金もそうだと先ほどしつこくというお話がありましたが、14日間の処方制限に関しても一度議論されたものを改めて提示されている項目が多いのかなど。医療分野の壁の厚さというか構造の難しさを感じるところでもあるのですが、このあたりをまた改めて議論の俎上に載せた経緯等、今後どのような形でこれを実現に結びつけていくのか、お考えがあったら伺えますでしょうか。

林座長 ありがとうございます。皆さんがそのように理解してくださるとうれしいのですが、やはり規制改革でワーキングで検討して答申をまとめても、それが実際に実行されるのは、行政が出す通知という形をとることが多いと思います。通知をまとめる際には行政のほうで具体的な詰めをされるわけですが、その具体化をする時点でワーキングで議論していたものと変質する場合がございます。ですので通知が出される前に検討、結論をする段階でも、私どもワーキングとしてはしっかりとフォローアップしていくことが常に必要だと痛感しております。

また、答申の結果として検討、結論、そして措置ということで出た通知の内容も足りないものであれば、例えばその通知が出された後の現状の運用を見て、実際にこれでは何も変わっていないではないかというときに、例えば患者申出療養にしても制度が始まってからこの約1年余りでワーキングで見直し始めたときはたった2件、今でもようやく4件という場面で、これでは患者側のニーズに応じた組み合わせができていないのではないかと。これでは専門性の高い保険収載ができるようなものしか組み合わせられないという問題が残っているのではないかと。このことを今回もいろいろと議論しておりまして、今後もワーキングで答申をまとめた結果については、しっかりと実施状況をフォローアップし、足りないものがあれば常に次の答申で、さらなる上書きをしてしつこく追求していきたいと思っております。

以上です。

大田議長 冒頭でこれからの詰めが大事だということを申し上げましたが、今、例に挙げていただいた支払基金も、14日ルールにしても、検討して出されたものが私どもの要請したものにできていないという場合は、再度取り上げることが必要になります。14日ルールもなぜ14日かという根拠が不明だということを、こちらは提起しているのに、その根拠については回答がなされませんでした。今、林座長も言われたように、フォローアップが

極めて重要で、十分に応えられていない場合は再度議題に取り上げて検討いたします。

司会 ほかよろしいですか。

記者 金丸座長にお願いしたいのですけれども、卸売市場法の改正をするということですが、合理的理由のなくなっている理由を廃止するとあるのですけれども、例えばどのようなものを想定しているのかということが1つと、牛乳・乳製品の改革について、規制改革で実現することについて、バター不足の解消については何も触れていないのですけれども、今回の補給金の改革とバター不足というのは関係ないということでもいいのか、この2つをお願いします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

卸売市場法に関しましては、これから合理的な理由のなくなっている根拠のないようなものの全体からの見直しを進めてまいりたいと思っております。過去は卸売業者の第三者販売の原則禁止とか、仲卸業者の直荷引きの原則禁止とか、商物一致の原則みたいなものが議論になったことがございますが、そこにだけ焦点を絞るのではなくて、全体を将来を見据えながら議論をしてまいりたいと思っております。

それから、バター不足はなぜ起きるかということと今回の法制度改正との関係ですが、もともとバター不足はなぜ起きるかという入り口というか、事象に対して我々の規制改革会議で検討テーマを掲げて、それで関係者全員を会議にお呼びしたわけですが、専門家全ての方々がバター不足がなぜ起きるかはわからないとか、足りているはずだとか、一方で消費者は店頭にはバターがないという、こういう事象が社会的な大きな関心を抱きましたので、それを取り上げました。

それでいろいろな観点でヒアリングを通じてまいった結果、今回の答申の中には触れていますが、例えば足りていなければ輸入をするとなっただけで、輸入するやり方あるいは入札のやり方、それから、入札した以降、せっかく税金を使って輸入したもののトレースもしていなくて、どこに行ったか余りわからないというようなところについては、今回の答申の中で例えばalicのあり方あるいは仕事の仕方も変えていただくということから、そういう意味では今回のいわゆる酪農家の方々の自由な意思が反映しやすい制度と、それが万が一足りていなかったときには、前よりも機動的に常に市場をalicがモニタリングをしながら、割と予習的に手を打つことを連動されることによって、そのバター不足も解消するのではないかという期待をしているところでございます。

司会 そろそろ予定時刻ですけれども、よろしいですか。

それでは、記者会見を終了いたします。ありがとうございました。